

東京都港区港南二丁目15番3号
NECキャピタルソリューション株式会社
代表取締役社長 今 関 智 雄

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2頁のご案内に従って、2022年6月27日（月曜日）午後4時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日の様様につきましては、後日、当社ホームページ（<https://www.necap.co.jp/>）からご視聴いただけます。

敬 具

記

| | | |
|-------|---|--|
| 日 時 | 2022年6月28日（火曜日）午前10時 （開場午前9時30分） | |
| 場 所 | 東京都港区浜松町二丁目3番1号 浜松町コンベンションホール 大ホールB（日本生命浜松町クレアタワー5階） （末尾の会場ご案内図をご参照ください。また、ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。） | |
| 目 的 項 | 報 告 事 項 | 第52期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 決 議 事 項 | |
| | 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| | 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| | 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

- (注) 1. 株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、日時や場所が変更となる場合がございます。当社ホームページ（<https://www.necap.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
2. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人によるご出席の場合は、議決権を行使できる当社の他の株主1名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を株主総会前に当社にご提出ください。

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.necap.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類（連結注記表及び個別注記表を含む。）の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<https://www.necap.co.jp/>) への掲載によりお知らせいたします。

≪議決権行使についてのご案内≫

当日のご出席に代えて、次のいずれかの方法により議決権を行使することができます。

【議決権行使書郵送による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後4時までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使】

議決権をインターネット等により行使される場合は、次の事項をご了承のうえ議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って2022年6月27日（月曜日）午後4時までに議案の賛否をご登録ください。

- インターネット等による議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただく方法とスマートフォンを用いた方法によってのみ可能です。ご利用方法につきましては後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

【議決権行使サイトURL】 <https://www.web54.net>

- インターネット等による議決権行使は、2022年6月27日（月曜日）午後4時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- 議決権行使書の郵送とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット等によって複数回数、またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。

【議決権行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使書 株主番号 000000000 議決権行使回数 0000000000

NECキャピタルソリューション株式会社

私は、2022年6月28日開催の株主総会に出席するに際し、議決権を行使するに際し、本用紙に賛否の表示をさせていただきます。

2022年 6月 日

各議案につき賛否の表示がされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱われます。

NECキャピタルソリューション株式会社

0667300000000010080 K1T-0000001#

インターネットを介して議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離すにそのまゝ会場受付にご提出ください。

お 願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示ください。2022年6月28日開催の株主総会に出席するようご返送ください。
- 第1号議案の賛否を「賛」の欄に○印し、一部賛成の意向を「賛」の欄に○印し、一部反対の意向を「否」の欄に○印し、右欄に反対する候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、画面のボールペンにより、はきりずらぬようご注意ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合は、画面のQRコードをスマートフォンで読み取るか、画面下部のウェブサイトへアクセスしてご入力いただく方法で投票をご登録ください。この場合、議決権行使書を提出される必要はありません。

ご 意 見

インターネット用議決権行使書用紙のQRコード

各議案の賛否をご表示ください。

【第1号議案】

賛成の場合・・・「賛」の欄に○印
反対の場合・・・「否」の欄に○印

【第2号議案】

全員賛成の場合・・・「賛」の欄に○印
全員反対の場合・・・「否」の欄に○印
一部の候補者を反対する場合
「賛」の欄に○印をし、右欄に反対する候補者の番号をご記入ください。

【第3号議案】

賛成の場合・・・「賛」の欄に○印
反対の場合・・・「否」の欄に○印



インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

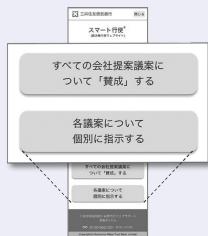
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



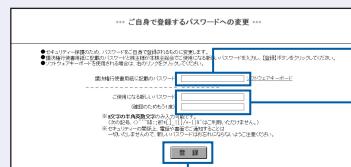
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

【インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ】
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート（専用ダイヤル）
☎ 0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家のみさまへ

機関投資家のみさまにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）は、電子提供措置に係る改正会社法の施行日である2022年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなります。これに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示） 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>（新設）</p> | <p>（削除）</p> <p>（電子提供措置等） 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|---|
| 〈新設〉 | <p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="768 182 1344 296">1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u><li data-bbox="768 311 1344 424">2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u><li data-bbox="768 439 1344 530">3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u> |

第2号議案 取締役9名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。なお、取締役候補者の選定にあたっては、過半数を独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会への諮問を経て取締役会で決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 性別 | 現在の当社における地位及び担当 | 取締役会出席状況 |
|------------|------------------------|----|------------------|----------------|
| 1 新任候補者 | すが ぬま まさ あき 菅 沼 正 明 | 男性 | シニアオフィサー | — |
| 2 再任候補者 | なが い かつ のり 永 井 克 紀 | 男性 | 代表取締役、 執行役員常務 | 100% (14回/14回) |
| 3 再任候補者 | あら い たかし 新 井 貴 | 男性 | 取締役、 執行役員常務 | 100% (11回/11回) |
| 4 新任候補者 | き さき まさ みつ 木 崎 雅 満 | 男性 | 執行役員 | — |
| 5 再任候補者 | な わ たか し 名 和 高 司 | 男性 | 社外取締役 独立役員 | 85% (12回/14回) |
| 6 再任候補者 | はぎ わら たか こ 萩 原 貴 子 | 女性 | 社外取締役 独立役員 | 100% (11回/11回) |
| 7 再任候補者 | やま がみ あさ こ 山 神 麻 子 | 女性 | 社外取締役 独立役員 | 100% (11回/11回) |
| 8 再任候補者 | おお く ぼ さと し 大久保 智 史 | 男性 | 社外取締役 | 100% (14回/14回) |
| 9 再任候補者 | なが い たか のり 永 井 孝 典 | 男性 | 社外取締役 | 100% (14回/14回) |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | 所有する 当社の株式数 |
|---------------|---|---|--|----------------|
| 1 | <p>新任候補者</p> <p>菅 沼 正 明 (1963年6月28日生)</p> | 1987年4月 | 日本電気(株) 入社 | 0株 |
| | | 2008年4月 | 同社 流通・サービスソリューション事業本部サービス業ソリューション事業部統括マネージャー | |
| | | 2009年10月 | 同社 流通・サービス・交通営業本部サービス営業統括マネージャー | |
| | | 2010年10月 | 同社 新事業推進本部統括マネージャー | |
| | | 2011年7月 | 同社 新事業推進本部長 | |
| | | 2014年4月 | 同社 執行役員 | |
| | | 2022年4月 | 当社 シニアオフィサー (現任) | |
| | | (取締役候補者とした理由) | | |
| 2 | <p>再任候補者</p> <p>永 井 克 紀 (1963年5月28日生)</p> | 1986年4月 | 日本電気(株) 入社 | 2,045株 |
| | | 2015年4月 | 同社 九州支社長 | |
| | | 2017年4月 | 同社 関西支社長 | |
| | | 2019年4月 | 当社 取締役執行役員常務付主幹 | |
| | | 2020年4月 | 当社 執行役員常務 | |
| | | 2020年6月 | 当社 代表取締役、執行役員常務 (現任) | |
| | | (取締役候補者とした理由) | | |
| 3 | <p>再任候補者</p> <p>新 井 貴 (1963年6月26日生)</p> | 1988年4月 | 日本開発銀行 (現(株)日本政策投資銀行) 入行 | 1,296株 |
| | | 2008年3月 | 同行 新事業・技術投資グループ次長 | |
| | | 2009年6月 | 同行 企業投資グループ次長 | |
| | | 2012年6月 | 同行 中国支店次長 | |
| | | 2014年4月 | 当社 執行役員常務付兼(株)リサ・パートナーズ取締役 | |
| | | 2016年4月 | 当社 執行役員兼(株)リサ・パートナーズ取締役執行役員 | |
| | | 2017年4月 | 当社 執行役員兼(株)リサ・パートナーズ取締役常務執行役員 | |
| | | 2021年6月 | 当社 取締役、執行役員 | |
| | | 2022年4月 | 当社 取締役、執行役員常務 (現任) | |
| | | (重要な兼職の状況) | | |
| (取締役候補者とした理由) | | 新井貴氏は、金融機関出身者として金融に関する豊富な経験、高度な知識や金融業界における幅広い人脈を有し、2016年から当社の執行役員を務め、2021年に当社の取締役に就任しております。同氏が当社グループの事業の拡大・推進にその経験と見識をいかに発揮していることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | 所有する 当社の株式数 | | |
|-------|---|-----------------------------|--------------------------|----------------|--|--|
| 4 | 新任候補者 木崎雅満 (1963年5月1日生) | 1986年4月 | 日本電気(株) 入社 | 0株 | | |
| | | 2006年4月 | 同社 経営企画部統括マネージャー | | | |
| | | 2007年4月 | 同社 経営企画部長代理 | | | |
| | | 2012年4月 | 同社 経営企画本部長代理 | | | |
| | | 2014年4月 | 同社 経営企画本部長 | | | |
| | | 2014年6月 | 当社 社外監査役 | | | |
| | | 2016年6月 | 当社 社外監査役辞任 | | | |
| | | 2017年4月 | NEC ネットズエスアイ(株) 取締役執行役員 | | | |
| | | 2017年6月 | 同社 執行役員 | | | |
| | | 2022年4月 | 当社 執行役員(現任) | | | |
| | | (取締役候補者とした理由) | | | 木崎雅満氏は、日本電気株式会社の経営企画本部長やNEC ネットズエスアイ株式会社の執行役員として長年経営企画を担当するほか、経営管理態勢強化において豊富な経験と高度な知識を有しております。同氏が当社グループの経営管理態勢強化においてその経験と見識を活かすことを期待して、当社の取締役として選任をお願いするものであります。 | |
| 5 | 再任候補者 独立役員 名和高司 (1957年6月8日生) | 1980年4月 | 三菱商事(株) 入社 | 0株 | | |
| | | 1991年4月 | マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク 入社 | | | |
| | | 2001年6月 | 同社 ディレクター | | | |
| | | 2010年6月 | 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授(現任) | | | |
| | | 2011年6月 | 当社 社外取締役(現任) | | | |
| | | (重要な兼職の状況) | | | (株)ジェネシスパートナーズ 代表取締役社長 (株)ファーストリテイリング 社外取締役 味の素(株) 社外取締役 SOMPOホールディングス(株) 社外取締役 京都先端科学大学ビジネススクール 教授 | |
| | | (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) | | | 名和高司氏は、一橋大学大学院の国際企業戦略研究科教授を務めるなど、企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しており、社外の客観的見地から発言および質問をするなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行っております。同氏の経験や知見を活かした活動を行っていただくことが期待されるだけでなく、CSV経営の第一人者である同氏が経営に関与することで、事業を通じて社会課題を解決するCSV経営実現に向けた当社の取り組みをより強く推進させることができると見込まれることもあり、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、選任後も引き続き指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって11年となります。 | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|---|---|--|----------------|
| 6 | <p>再任候補者 独立役員</p> <p>はぎわら たかこ 萩原 貴子 (1961年3月12日生)</p> | 1984年4月 ソニー(株) (現ソニーグループ(株)) 入社 | 0株 |
| | | 2002年4月 同社 ネットワークサービスビジネスカンパニー人事部統括部長 | |
| | | 2006年4月 同社 人材開発部統括部長 | |
| | | 2008年2月 同社 ダイバーシティ開発部統括部長 | |
| | | 2014年4月 ソニー希望(株)・ソニー光(株)(特例子会社) 代表取締役 | |
| | | 2014年4月 独立行政法人国立女性教育会館外部評価委員 (現任) | |
| | | 2015年2月 (株)グリーンハウス取締役・Chief Health Officer | |
| | | 2020年7月 (株)DDD 代表取締役 (現任) | |
| | | 2021年6月 当社 社外取締役 (現任) | |
| | | (重要な兼職の状況) ツインバード工業(株) 社外取締役 稲畑産業(株) 社外取締役 | |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 萩原貴子氏は、他の事業会社の代表取締役や社外役員を務め、経営者としての豊富な経験や人事・人材開発に関する高度な知識を有しており、社外の客観的見地から発言および質問をするなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行っております。同氏の経験や知見を活かした活動を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、選任後も引き続き指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。 | | | |
| 7 | <p>再任候補者 独立役員</p> <p>やまがみ あさこ 山神 麻子 (1970年1月1日生)</p> | 1999年4月 弁護士登録、太陽法律事務所 (現ポールヘイスティンクス法律事務所) 入所 | 0株 |
| | | 2005年10月 ウォルト・ディズニー・ジャパン(株) (出向) | |
| | | 2006年5月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 | |
| | | 2012年7月 名取法律事務所(現ITN法律事務所) パートナー (現任) | |
| | | 2016年1月 日本弁護士連合会国際室長 | |
| | | 2021年6月 当社 社外取締役 (現任) | |
| | | (重要な兼職の状況) カゴメ(株) 社外取締役 (監査等委員) (株)ニコン 社外取締役 (監査等委員) | |
| | | (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 山神麻子氏は、弁護士として企業法務や国際法務、ガバナンス、コンプライアンス等に関する専門的な知識と経験を有し、他の事業会社の社外役員も務めており、社外の客観的見地から発言および質問をするなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行っております。同氏の経験や知見を活かした活動を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、選任後も引き続き指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。 | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | 所有する 当社の株式数 |
|-----------------------------|---|---|---|----------------|
| 8 | 再任候補者 おおくぼ かとし 大久保 智史 (1969年1月7日生) | 2005年3月 | 日本電気(株) 入社 | 0株 |
| | | 2013年4月 | 同社 経営企画本部関連企業部シニアマネージャー | |
| | | 2014年4月 | 同社 経営企画本部コーポレートアライアンス部プロジェクトディレクター | |
| | | 2017年4月 | 同社 コーポレートアライアンス本部プロジェクトディレクター | |
| | | 2018年4月 | 同社 経営企画本部長代理兼経営企画本部関連企業部長 | |
| | | 2018年6月 | 当社 社外監査役 | |
| | | 2020年6月 | 当社 社外取締役(現任) | |
| | | 2022年4月 | 日本電気(株) 経営企画部門経営企画部上席プロフェッショナル兼関連企業室長(現任) | |
| (重要な兼職の状況) | | NECファシリティーズ(株) 取締役 NECネクサソリューションズ(株) 監査役 NECフィールドディング(株) 監査役 | | |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) | | 大久保智史氏は、日本電気株式会社の経営企画部門に長年従事し、企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しており、社外の客観的見地から発言するなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行っております。同氏の経験や知見を活かした活動を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。 | | |
| 9 | 再任候補者 ながい たかのり 永井 孝典 (1970年9月17日生) | 1993年4月 | 日本電気(株) 入社 | 0株 |
| | | 2015年4月 | 同社 エンタープライズ企画本部長代理 | |
| | | 2016年4月 | 同社 営業企画本部長代理 | |
| | | 2017年4月 | 同社 社会公共企画本部長代理 | |
| | | 2019年4月 | 同社 社会公共企画本部長 | |
| | | 2020年6月 | 当社 社外取締役(現任) | |
| | | 2022年4月 | 日本電気(株) 社会公共事業支援部門長(現任) | |
| | | (重要な兼職の状況) | | |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) | | 永井孝典氏は、日本電気株式会社の社会公共事業支援部門長として企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しており、社外の客観的見地から発言するなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行っております。同氏の経験や知見を活かした活動を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。 | | |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 名和高司氏、萩原貴子氏、山神麻子氏、大久保智史氏及び永井孝典氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の独立性について

- ① 名和高司氏、萩原貴子氏及び山神麻子氏につきましては、過去に当社または当社の子会社の業務執行者または役員となつたことはなく、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員となつたこともありません。
- ② 大久保智史氏及び永井孝典氏につきましては、当社の特定関係事業者である日本電気株式会社の使用人であります。

- ③ 社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役及び使用人としての報酬を除く）を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
- ④ 社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- (2) 在任中に不当な業務執行が行われた事実及びその事実の発生防止のために行った行為並びに発生後の対応について名和高司氏、萩原貴子氏、山神麻子氏、大久保智史氏及び永井孝典氏の在任中に不当な業務執行が行われた事実はありません。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款において、社外取締役（会社法第427条第1項の業務執行取締役等である者を除きます。）との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、名和高司氏、萩原貴子氏、山神麻子氏、大久保智史氏及び永井孝典氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・取締役の任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項、第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間において、当社及び当社の子会社（会社法上の子会社又は子会社に該当していた法人）の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、被保険者が当社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することを目的とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任又は選任された場合には各候補者は当該契約の被保険者となります。保険料については、当社が全額負担しております。
6. 名和高司氏、萩原貴子氏及び山神麻子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

【独立性判断基準について】

当社は、独立社外取締役候補者の選定にあたり、法令に定める社外性の要件に加え、株式会社東京証券取引所が定める独立性判断基準等を踏まえ、候補者を選定しております。

第2号議案が承認されたのちの経営体制<参考>

当社は「お客様と共に、社会価値向上を目指して、グローバルに挑戦するサービス・カンパニー」というグループビジョンのもと、“幅広い金融ソリューション”、“NECとの戦略的な提携”、“ICTに関する豊富な知見”の3つの強みが一体となったサービスの提供により、事業を通じた社会課題を解決する「CSV経営」の実現を目指しています。

この実現に向けた経営戦略を踏まえ取締役会が備えておくべきスキルを特定し、知識・経験・能力が全体としてバランスよく備わるよう取締役を構成することとしております。

| 氏名 | 性別 | 知識・経験・能力 | | | | | | | | |
|--------|------------|----------|---------|-------|------------------|------|----|-----|-------|------|
| | | 企業経営 | CSV・ESG | 財務・会計 | 法務・リスク マネジメント | 人事戦略 | 金融 | ICT | グローバル | 事業開発 |
| 菅沼 正明 | 男性 | ○ | ○ | | | | | ○ | | ○ |
| 永井 克紀 | 男性 | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | |
| 新井 貴 | 男性 | | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 木崎 雅満 | 男性 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| 名和 高司 | 社外 独立役員 | ○ | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ |
| 萩原 貴子 | 社外 独立役員 | ○ | ○ | | | ○ | | | ○ | |
| 山神 麻子 | 社外 独立役員 | | ○ | | ○ | | | | ○ | |
| 大久保 智史 | 社外 | ○ | | | | | | ○ | | |
| 永井 孝典 | 社外 | ○ | | | | | | ○ | | |

スキル項目の定義の詳細は下記のとおりです。

| スキル項目 | 定義・補足 |
|---------------|---|
| ①企業経営 | 経営戦略の立案、損益責任をもった事業運営、経営基盤整備に関する知識・経験・能力 |
| ②CSV・ESG | CSV経営の推進によるESG・サステナビリティ視点での経営に関する知識・経験・能力 |
| ③財務・会計 | 財務・会計に関する知識・経験・能力 |
| ④法務・リスクマネジメント | 法令順守、企業倫理の徹底、公正な企業活動、企業価値の維持向上、内部統制に関する知識・経験・能力 |
| ⑤人事戦略 | 多様な人材の確保・育成・活用に関する知識・経験・能力 |
| ⑥金融 | リース・ファイナンスに関する知識・経験・能力 |
| ⑦ICT | ICTビジネスに関する知識・経験・能力 |
| ⑧グローバル | グローバルビジネスに関する知識・経験・能力 |
| ⑨事業開発 | 新事業の開発に関する知識・経験・能力 |

指名・報酬委員会の構成員は、菅沼正明（取締役）、永井克紀（取締役）、名和高司（独立社外取締役）、萩原貴子（独立社外取締役）及び山神麻子（独立社外取締役）の5名となる予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役村井克行氏が辞任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | | 所有する 当社の株式数 |
|------------------------------------|--|---------------------------------|----------------|
| 新任候補者 | 1984年4月 | (株)日本リース（現三井住友ファイナンス&リース(株)） 入社 | 0株 |
| | 2004年8月 | 当社 カスタマービジネス推進部担当部長 | |
| | 2012年4月 | 当社 エリア法人営業本部東日本営業部長 | |
| | 2013年4月 | 当社 エリア法人営業本部長 | |
| | 2016年4月 | 当社 執行役員兼エリア法人営業本部長 | |
| | 2017年4月 | 当社 執行役員兼事業法人営業本部長 | |
| | 2020年4月 | 当社 執行役員 | |
| | 2022年4月 | 当社 主幹（現任） | |
| こいずみ よしゆき 小泉吉之 (1961年9月27日生) | (監査役候補者とした理由) 小泉吉之氏は、長年リース・ファイナンス営業に従事し、当社の営業部門執行役員を務めるなど企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しております。経営に関する専門的見地から監査役としての職務を適切に遂行するものと考えております。 | | |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 候補者は、社外監査役候補者に該当しません。また、小泉吉之氏が監査役に就任された場合は、当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定はありません。
 3. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間において、当社及び当社の子会社（会社法上の子会社又は子会社に該当していた法人）の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、被保険者が当社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することを目的とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には同氏は当該契約の被保険者となります。保険料については、当社が全額負担しております。

以上

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 報告セグメントの変更について

当社グループは、2013年10月にグループビジョンを制定して以降、国内外においてビジネス領域の拡大を推進してまいりました。ビジネス領域の拡大を踏まえ、事業の実態をより正確に反映するべく、当連結会計年度の期首から主として以下の報告セグメント等の変更を行いました。

- ・「賃貸・割賦事業」は「リース事業」に変更し、従来「その他の事業」に区分されていたリースに関わる損益項目を集約する。
- ・「インベストメント事業」として、従来の「リサ事業」及びリサ・パートナーズ以外の投資ビジネスを集約する。

上記により、連結経営におけるセグメント別損益状況をより精緻に把握し、経営管理の更なる強化を図ってまいります。

② 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食業、観光業を中心に厳しい状況が続きました。またサプライチェーンの混乱に伴う半導体不足は自動車産業の減産につながり産業界全体に広く影響を及ぼす結果となりました。加えて、2022年2月に勃発したウクライナ侵攻は、原油や穀物などの商品価格の高騰を招き、世界の中央銀行は利上げを含めた金融引き締め政策で対応に迫られるなど、急激に先行きの不透明感が増す状況となりました。このようなグローバルな環境変化は、資源を持たず低金利政策を続けるわが国について、円への強力な売り圧力を招いており、急激な為替変動が及ぼす今後の影響が懸念されます。新型コロナウイルス感染症の行方とウクライナ情勢の動向を踏まえ、今後の経済活動の見通しについてはこれまで以上に注視していく必要があると考えております。

当社グループの属するリース業界においては、業界全体の2021年4月から2022年3月累計のリース取扱高は、前期比8.1%減の4兆1,811億円となっております。(出典：公益社団法人リース事業協会「リース統計」)

このような状況下において、当社リース事業の契約実行高は前期比10.8%減、成約高は同20.8%減となりました。契約実行高、成約高共に前年割れとなっておりますが、これは前期にコロナ禍におけるGIGAスクール案件特需があったことによるものであり、期初計画にも織り込み済みの水準であります。

ファイナンス事業においては、主に短期の貸付である個別ファクタリングの減少により、契約実行高、成約高共に前期を下回る結果となりました。これは主に、顧客の売掛債権等の減少に伴い、ファクタリングの対象となる債権残高が減少したことや、大型案件の減少によるものであります。

インベストメント事業においては、大型の営業投資有価証券の売却収益等を計上したことにより、売上高、営業利益共に前期を大幅に上回る結果となりました。

その他の事業においては、ヘルスケアの賃料収入や太陽光売電収益、並びにPFI手数料収益の増加等により、通期での黒字転換を果たしました。

経営成績においては、ファイナンス事業は前期比減収となるものの、リース事業、インベストメント事業を中心に伸長したことから売上高、売上総利益共に前期比増加となりました。与信関連費用の増加に伴い、販売費及び一般管理費は増加しましたが、売上総利益の増加により、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益についてはいずれも前期を上回る結果となりました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高2,499億7百万円（前期比12.9%増）、営業利益104億47百万円（同75.1%増）、経常利益114億22百万円（同87.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益69億39百万円（同68.5%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。以下の前期比較については、前期の数値を変更後の報告セグメントの区分に組み替えた数値で比較しております。

イ. リース事業

売上高は、営業資産残高の増加に加え、大型の賃貸資産の売却があったこと等により、前期比8.8%増の2,242億円となり、営業利益は前期比26億41百万円増加し71億20百万円となりました。

ロ. ファイナンス事業

売上高は、金利収益の減少等により前期比21.6%減の52億19百万円となり、営業損益は貸倒引当金繰入額の計上等により、前期比30億54百万円減少し6億55百万円の損失となりました。

ハ. インベストメント事業

売上高は、当期にファンドによる大型の営業投資有価証券の売却があったことから、前期比140.6%増の163億66百万円となり、営業利益は前期比46億61百万円増加し53億95百万円となりました。

ニ. その他の事業

売上高は、ヘルスケア不動産の賃料収入や太陽光売電売上の増加等に加えて当期にヘルスケア不動産の売却があったことにより、前期比139.4%増の41億80百万円となり、営業損益は前期比3億4百万円増加し2億75百万円となりました。

③ 設備投資の状況

イ. 賃貸資産

当連結会計年度における賃貸資産設備投資（無形固定資産を含む）の新規取得高は、135億89百万円です。

ロ. その他の営業資産

当連結会計年度におけるその他の営業資産設備投資の新規取得高は、2億3百万円です。

ハ. 社用資産

当連結会計年度における社用資産の設備投資は、主にソフトウェアの新設・拡充等の15億23百万円です。

④ 資金調達状況

資金調達面では、安定的な資金調達と資金コストの低減の両立を基本方針としております。資産構成への適合性にも配慮し、長期資金と短期資金、間接調達と直接調達のバランスを図っており、また、金融情勢の変動に対し柔軟に対応できるよう、これまで調達手段の多様化を実践してまいりました。

当連結会計年度末の有利子負債残高につきましては、8,424億29百万円と前連結会計年度末の8,803億45百万円から379億16百万円減少しております。

当連結会計年度における調達施策といたしましては、企業のESG（Environmental(環境)、Social(社会)、Corporate Governance(企業統治))側面の取組や情報開示、SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））達成への貢献に対して評価を受けた「ポジティブ・インパクト金融原則適合型ESG/SDGs評価融資」による資金調達を実施いたしました。また社会価値と経済価値を両立させるCSV経営の実現を目指し、2022年3月にサステナビリティボンドを発行し、資金調達の多様化を進め、金融環境の変化への対応力強化及び調達チャネルの安定基盤構築に努めました。

なお、当連結会計年度末の有利子負債残高に占める直接金融比率は39.5%、長短比率については、短期比率が28.6%となっており、当社としては足元の経済環境や市場環境を踏まえると、適正水準にあるものと認識しております。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

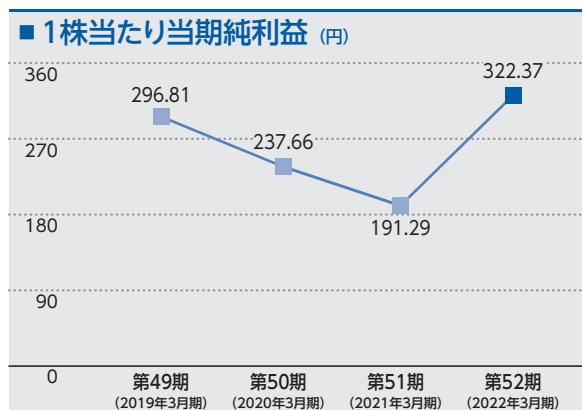
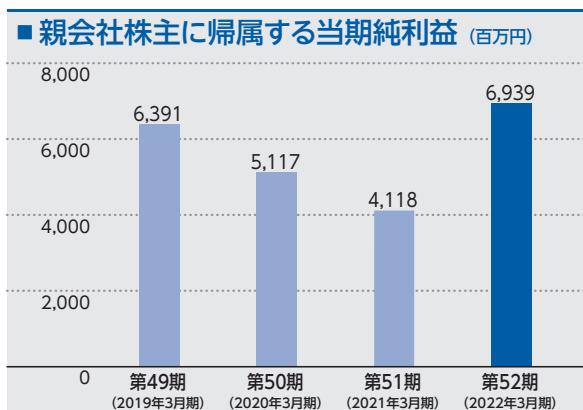
(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 49 期 (2019年3月期) | 第 50 期 (2020年3月期) | 第 51 期 (2021年3月期) | 第 52 期 (当期) (2022年3月期) |
|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 204,131 | 220,716 | 221,255 | 249,907 |
| 営 業 利 益 (百万円) | 8,929 | 8,292 | 5,965 | 10,447 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 6,391 | 5,117 | 4,118 | 6,939 |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 296.81 | 237.66 | 191.29 | 322.37 |
| 総 資 産 (百万円) | 895,683 | 997,510 | 1,057,653 | 1,030,617 |
| 純 資 産 (百万円) | 105,999 | 105,248 | 113,885 | 121,740 |

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 49 期 (2019年3月期) | 第 50 期 (2020年3月期) | 第 51 期 (2021年3月期) | 第 52 期 (当期) (2022年3月期) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 186,627 | 197,438 | 209,914 | 230,196 |
| 営 業 利 益 (百万円) | 5,573 | 5,127 | 4,564 | 5,094 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 3,355 | 3,200 | 3,366 | 5,892 |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 155.85 | 148.64 | 156.36 | 273.71 |
| 総 資 産 (百万円) | 858,830 | 957,891 | 1,012,614 | 983,328 |
| 純 資 産 (百万円) | 86,460 | 88,458 | 90,573 | 95,639 |



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--|------------------|----------|-------------------------------|
| キャピテック&リポートテクノロジーサービス株式会社 | 100百万円 | 100.0% | ICT関連サービス事業、中古物品売買等 |
| 株式会社リサ・パートナーズ | 100百万円 | 99.9% | 企業投資、債権投資、不動産、ファイナンス、アドバイザー業務 |
| 日本電気租賃香港有限公司 | HK \$ 32,000,000 | 100.0% | リース事業、ファイナンス事業等 |
| NEC Capital Solutions Singapore Pte. Limited | SG \$ 26,000,000 | 100.0% | リース事業、ファイナンス事業等 |
| NEC Capital Solutions Malaysia Sdn. Bhd. | MYR30,000,000 | 100.0% | リース事業、ファイナンス事業等 |
| NEC Capital Solutions (Thailand) Ltd. | THB60,000,000 | 49.0% | リース事業、ファイナンス事業等 |
| NEC Capital Solutions America, Inc. | US\$45,300,001 | 100.0% | 持株会社（米国におけるリース事業、ファイナンス事業等） |
| NEC Financial Services, LLC | US\$32,000,000 | 100.0% | リース事業、ファイナンス事業等 |

- (注) 1. 当社は、2021年5月28日開催の取締役会において、日本電気租賃香港有限公司を清算することを決議し、現在、清算手続き中です。
2. 当社は、2022年3月30日開催の取締役会において、NEC Capital Solutions(Thailand) Ltd.を清算することを決議し、現在、清算手続き中です。

③ 重要な関係会社の状況

日本電気株式会社は当社の議決権総数の37.67%、三井住友ファイナンス&リース株式会社は当社の議決権総数の24.99%を保有しており、両社は当社の関係会社であります。

(4) 対処すべき課題

日銀のマイナス金利導入など、異次元の金融緩和政策が継続する中、当社が事業展開するリース・企業金融市場における競争は引き続き厳しい状況が継続しております。加えて、2020年1月下旬以降、新型コロナウイルス感染症拡大による個人消費や企業活動の停滞に伴い、新規リース取扱高の減少、与信コストの増加、資金調達コストの増加、為替変動幅の拡大などが懸念されます。一方で、経営基盤強化として進めてきた新型コロナウイルス感染症対策により、持続的な企業活動を維持できるICTインフラの整備や社内体制の構築が完了し、当社社員が感染した場合においても、当社グループの経営成績に及ぼす影響は限定的であると考えております。

また、2022年2月に勃発したロシアによるウクライナ侵攻は、原油や穀物などの商品価格の高騰を招き、世界の中央銀行は利上げを含めた金融引き締め政策で対応に追われるなど、急激に先行きの不透明感が増す状況となりました。このようなグローバルな環境変化は、資源を持たず低金利政策を続けるわが国について

て、円への強力な売り圧力を招いており、急激な為替変動が及ぼす今後の影響が懸念されます。

新型コロナウイルス感染症の行方とウクライナ情勢の動向等、これら内外環境の対処すべき課題に対し、当社グループとしては、より一層の危機管理能力強化によって事業活動の継続性を確実にしていくと共に、従来からのNECグループにおける販売金融機能を核としつつ、NECグループが得意とする社会インフラ、ICTインフラ等の領域における投融資、プロジェクトファイナンスの組成、また、ICTアセット周辺に発生する様々なビジネス機会の開拓等を通して、継続的な成長を図っていく所存です。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント (2022年3月31日現在)

| 事業セグメント | 事業内容 |
|------------|--|
| リース事業 | 情報通信機器、事務用機器及びその他各種設備機器等のリース・レンタル・割賦販売 リースに関連する物品売買、満了・中途解約に伴う物件売却及びリース機器の保守サービス等 |
| ファイナンス事業 | 金銭の貸付、ファクタリング及び配当収益の取受を目的とする有価証券投資等 |
| インベストメント事業 | 有価証券の売却益の取受を目的とするベンチャー企業向け投資等 株式会社リサ・パートナーズが行っているアセット、不動産及びアドバイザーの各ビジネス |
| その他の事業 | エネルギー・観光・農業・ヘルスケアを領域とする新事業、PFI・PPP事業及びその他各種サービス等 |

(6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

| | |
|----|--|
| 本社 | 東京都港区 |
| 支店 | 北海道支店 (札幌市) 東北支店 (仙台市) 関東支店 (さいたま市) 新潟支店 (新潟市) 千葉支店 (千葉市) 西東京支店 (立川市) 神奈川支店 (横浜市) 静岡支店 (静岡市) 中部支店 (名古屋市) 北陸支店 (金沢市) 関西支店 (大阪市) 中国支店 (広島市) 四国支店 (高松市) 九州支店 (福岡市) |

② 子会社

| | |
|--|------------|
| キャピテック&リポートテクノロジーサービス株式会社 | 本社 (東京都港区) |
| 株式会社リサ・パートナーズ | 本社 (東京都港区) |
| 日本電気租賃香港有限公司 | 香港 |
| NEC Capital Solutions Singapore Pte. Limited | シンガポール |
| NEC Capital Solutions Malaysia Sdn. Bhd. | マレーシア |
| NEC Capital Solutions (Thailand) Ltd. | タイ |
| NEC Capital Solutions America, Inc. | アメリカ |
| NEC Financial Services, LLC | アメリカ |

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 812名 | 1名増 |

(注) 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。なお、従業員には、パート・嘱託・派遣は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 641名 | 9名増 | 41.7歳 | 12.8年 |

(注) 従業員数には、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。なお、従業員数には、パート・嘱託・派遣は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 94,521百万円 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 42,700百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 41,247百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 40,054百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 34,129百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

その他企業集団の現況に関する重要な事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 86,000,000株
- ② 発行済株式の総数 21,533,400株
- ③ 株主数 25,220名
- ④ 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|------------------------------------|---------|--------|
| 日本電気株式会社 | 8,110千株 | 37.66% |
| 三井住友ファイナンス&リース株式会社 | 5,380千株 | 24.98% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,097千株 | 5.09% |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 232千株 | 1.08% |
| 住友生命保険相互会社 | 200千株 | 0.92% |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 172千株 | 0.80% |
| 株式会社日本カストディ銀行 | 160千株 | 0.74% |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 140千株 | 0.65% |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 94千株 | 0.43% |
| S M B C 日興証券株式会社 | 92千株 | 0.42% |

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（541株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|---------|---|
| 代表取締役社長 | 今 関 智 雄 | |
| 代 表 取 締 役 | 永 井 克 紀 | 執行役員常務 |
| 取 締 役 | 手 塚 修 一 | 執行役員常務 |
| 取 締 役 | 新 井 貴 | 執行役員 株式会社リサ・パートナーズ 取締役 |
| 取 締 役 | 名 和 高 司 | 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授 株式会社ジェネシスパートナーズ 代表取締役社長 株式会社ファーストリテイリング 社外取締役 味の素株式会社 社外取締役 SOMPOホールディングス株式会社 社外取締役 |
| 取 締 役 | 萩 原 貴 子 | 株式会社DDD 代表取締役 ツインバード工業株式会社 社外取締役 稲畑産業株式会社 社外取締役 |
| 取 締 役 | 山 神 麻 子 | ITN法律事務所 パートナー カゴメ株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ニコン 社外取締役 (監査等委員) |
| 取 締 役 | 大久保 智 史 | 日本電気株式会社 経営企画本部長代理兼経営企画本部関連企業部長 NECファシリティーズ株式会社 取締役 NECネクサソリューションズ株式会社 監査役 NECフィールディング株式会社 監査役 |
| 取 締 役 | 永 井 孝 典 | 日本電気株式会社 社会公共企画本部長 NEC VALWAY株式会社 取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 音 田 亘 | |
| 常 勤 監 査 役 | 村 井 克 行 | ヘルスケアアセットマネジメント株式会社 監査役 株式会社リサ・パートナーズ 監査役 リサ企業再生債権回収株式会社 監査役 株式会社リサ投資顧問 監査役 株式会社リサ・キャピタル・マネジメント 監査役 株式会社リサ・プリンシパル・インベストメンツ 監査役 |
| 監 査 役 | 二 瓶 俊 哉 | 日本電気株式会社 エンタープライズ企画本部経理部長 |
| 監 査 役 | 南 治 孝 司 | 日本電気株式会社 財務部CCC改革推進室長 |

- (注) 1. 取締役名和高司氏、取締役萩原貴子氏、取締役山神麻子氏、取締役大久保智史氏及び取締役永井孝典氏は、社外取締役であります。
2. 監査役音田亘氏は、常勤の社外監査役であります。監査役二瓶俊哉氏及び監査役南治孝司氏は、社外監査役であります。
3. 次の各監査役は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・社外監査役音田亘氏は、日本電気株式会社等において、長年にわたり経理部門の業務に従事しておりました。
 - ・社外監査役二瓶俊哉氏は、日本電気株式会社において、長年にわたり経理部門の業務に従事しております。
 - ・社外監査役南治孝司氏は、日本電気株式会社において、長年にわたり経理部門・財務部門の業務に従事しております。
4. 取締役名和高司氏、取締役萩原貴子氏及び取締役山神麻子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名 | 退任日 | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|------------|--------------|---------------------|
| 夏目 範夫 | 2021年6月29日 | 退任 (任期満了) | 取締役 |
| 板谷 正徳 | 2021年6月29日 | 退任 (任期満了) | 社外取締役 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役（常勤の社外監査役を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第427条第1項、第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間において、当社及び当社の子会社（会社法上の子会社又は子会社に該当していた法人）の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、被保険者が当社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することを目的とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料については、当社が全額負担しております。

当社は、上記の保険契約により被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、一定額に至らない損害を填補の対象としない免責額の定め及び損害の一部を被保険者自身の負担とする旨の定めを設けております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

1. 報酬の基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を實踐する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとするとしております。

2012年6月26日開催の第42期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内）、監査役の報酬限度額を年額80百万円以内とする決議を行っております。当該決議時の取締役は8名（うち社外取締役は4名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）です。また、2021年6月29日開催の第51期定時株主総会において、当該報酬の範囲内で、当社取締役（社外取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入し、付与する株式数及び額を年21,000株以内及び年額31百万円以内とする決議を行っております。当該決議時の取締役は9名（うち社外取締役5名）です。

取締役の報酬等については、株主総会で決議した報酬限度額内において、2012年度より導入した役員報酬制度にもとづき、指名・報酬委員会が審議をしております。当社の指名・報酬委員会は、過半数を独立社外取締役で構成し、議長は委員の互選により選任しております。また、取締役の個別の評価及び報酬額に関しては、指名・報酬委員会が審議し、取締役会より一任を受けた代表取締役社長に対し答申した

後、代表取締役社長は答申に基づき決定をしております。取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続きの両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとしております。

監査役の報酬等については、株主総会で決定した報酬限度額内において、監査役の協議により決定しております。

2. 報酬の構成

| | | |
|------------|--|--|
| 業務執行取締役の報酬 | 業務執行の役割を担う取締役の報酬は、監督機能に対する監督報酬、及び執行機能に対する執行報酬（内訳として、基本報酬、業績報酬及び株式報酬）により構成することを取締役会決議により決定しております。各報酬の内容は以下のとおりです。 | |
| | 監督報酬 | 取締役会の構成員としての執行取締役及び執行役員の業務執行の監督、監視及び意思決定の職務執行に対する対価であり、役位別に固定報酬として設定しております。 |
| | 執行報酬 | 業務執行取締役としての職務執行に対する対価であり、①基本報酬、②業績報酬及び③株式報酬により構成しております。 ①基本報酬は年額の固定額とし役位、職責等に応じて定めており、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して適宜見直しを図るものとしております。 ②業績報酬は連結当期純利益を指標とした基準額及び個人ごとに設定したKPIに対する達成度合いに応じて0～200%の範囲で変動するものとしております。 ③株式報酬は譲渡制限付株式とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と株主の皆様との価値共有をより一層進めることを目的に一定の時期に付与いたします。その内容は、当社の指名・報酬委員会への諮問等、客観性、透明性を担保した手続きを経て株主総会にてご承認をいただいた範囲内で、付与の都度、取締役会において決議いたします。 |
| 社外取締役の報酬 | 監督機能を担う社外取締役の報酬は固定の月額報酬のみとし、業績連動による報酬は設けておりません。 | |
| 監査役報酬 | 監査役報酬は、その職責が取締役の職務執行の監査であることから、固定の月額報酬のみとし、業績連動による報酬は設けておりません。 | |

3. 取締役報酬の業績報酬に係る指標、選定理由及び支給額の決定方法

業務執行取締役の報酬のうち業績報酬は、代表取締役社長については当連結会計年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」を評価指標とし、代表取締役社長以外の取締役については当連結会計年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」及び中長期的な経営課題の解決に関する「個人KPI」を指標としております。

「親会社株主に帰属する当期純利益」は、当グループ全体の企業価値の向上と株主の皆様利益最大化について責任を持つ取締役の報酬決定の指標としてふさわしいこと、「個人KPI」は各管掌分野に

応じた中長期視点での重点課題の解決を目標とした指標を設定することで中長期での成長と発展に繋がることから、取締役の報酬決定の指標としてふさわしいと判断し、業績報酬の指標としております。支給額の決定については、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において上記の評価の妥当性を審議し、その結果を業績報酬に反映させて決定しております。

役位別に設定する評価割合は以下のとおりです。

| | 親会社株主に帰属する当期純利益 | 個人KPI |
|------------------------|-----------------|-------|
| 代表取締役社長 | 100% | — |
| 上記以外の取締役 (社外取締役を除く) | 75% | 25% |

4. 当事業年度における取締役報酬の業績報酬に係る指標の達成率

| 評価指標 | 達成率 |
|-----------------|-----|
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 79% |

5. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|----------------------------|-----------------|------------------|-----------|----------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績報酬 | 株式報酬 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 127 (21) | 95 (21) | 24 (-) | 7 (-) | 11 (6) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 33 (16) | 33 (16) | - | - | 4 (3) |
| 合計 (うち社外取締役 及び社外監査役) | 161 (37) | 128 (37) | 24 (-) | 7 (-) | 15 (9) |

(注) 1. 取締役(社外取締役を除く)の固定報酬は、監督報酬と基本報酬の合計額となります。

2. 業績報酬の対象となる取締役は5名、株式報酬の対象となる取締役は4名です。

3. 上記には、2021年6月29日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

6. 取締役の個人別の報酬の内容が会社法第361条第7項の方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社では、取締役の個人別の報酬等の内容は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会による答申を尊重して取締役会より一任を受けた代表取締役社長が決定しております。

指名・報酬委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針と報酬等の内容及び額の決定の方法の整合性、当該決定方法に数値その他の関係する要素を当てはめて報酬等の内容及び額を導き出す過程の合理性等をはじめとする報酬等の決定に関する事項について多角的な観点から審議を行った上で、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を取締役会から一任を受けた代表取締役社長

に答申しました。取締役会から一任を受けた代表取締役社長が、指名・報酬委員会の審議の過程と答申の内容を確認した上で、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記の方針に沿うものであると判断しました。

7. 取締役会から取締役その他の第三者に対して取締役の個人別の報酬の内容の決定に係る権限を委任した理由

当事業年度については、2021年6月29日開催の取締役会の決議により、代表取締役社長今関智雄に対して、取締役の個別の評価及び報酬額の決定を委任しております。

当社は、業務執行を統括する代表取締役社長による決定が機動的な報酬額の決定に適していると考えられるため、上記の権限を委任したものであります。また、代表取締役社長の権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の答申を尊重して個々の取締役の報酬の内容を決定しております。

⑥ 社外役員に関する事項（2022年3月31日現在）

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・ 日本電気株式会社と当社との間には、リース物件購入等の取引関係があります。
- ・ 一橋大学と当社との間には、取引関係はありません。
- ・ 株式会社ジェネシスパートナーズと当社との間には、業務委託の取引関係がありましたが、既に取引は終了しております。
- ・ 株式会社ファーストリテイリングと当社との間には、リース等の取引関係があります。
- ・ 味の素株式会社と当社との間には、取引関係はありません。
- ・ SOMPOホールディングス株式会社と当社との間には、取引関係はありません。
- ・ 株式会社DDDと当社との間には、取引関係はありません。
- ・ ツインバード工業株式会社と当社との間には、取引関係はありません。
- ・ 稲畑産業株式会社と当社との間には、ファクタリングの取引関係があります。
- ・ ITN法律事務所と当社との間には、取引関係はありません。
- ・ カゴメ株式会社と当社との間には、取引関係はありません。
- ・ 株式会社ニコンと当社との間には、リース等の取引関係があります。
- ・ NECファシリティーズ株式会社と当社との間には、ファクタリング等の取引関係があります。
- ・ NECネクサソリューションズ株式会社と当社との間には、リース物件購入等の取引関係があります。
- ・ NECフィールドディング株式会社と当社との間には、リース物件購入等の取引関係があります。
- ・ NEC VALWAY株式会社と当社との間には、業務委託等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況
・取締役会及び監査役会への出席状況等

| | 活 動 状 況 |
|-------------|--|
| 取締役 名 和 高 司 | 当事業年度に開催された14回の取締役会のうち12回出席いたしました。名和高司氏は一橋大学大学院の国際企業戦略研究科教授を務めるなど、企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しており、同氏の経験・知見を当社の経営に活かしていただくことを期待しております。同氏は、独立社外取締役として一般株主、各種ステークホルダーの利益保護の観点や企業経営、CSV、事業戦略等幅広い分野について社外の客観的見地から発言および質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行いました。また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会において活発な審議に参加しました。 |
| 取締役 萩 原 貴 子 | 就任後に開催された11回の取締役会全てに出席いたしました。萩原貴子氏はソニーグループ株式会社の関連会社の代表取締役を務めた経験があるほか、現在も他の事業会社の代表取締役や社外役員を務めており、同氏の経験・知見を当社の経営に活かしていただくことを期待しております。同氏は、独立社外取締役として一般株主、各種ステークホルダーの利益保護の観点や企業経営、人事戦略、女性活躍の推進等について社外の客観的見地から発言および質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行いました。また、就任後に開催された指名・報酬委員会において活発な審議に参加しました。 |
| 取締役 山 神 麻 子 | 就任後に開催された11回の取締役会全てに出席いたしました。山神麻子氏は弁護士として企業法務や国際法務、コンプライアンス等に関する専門的な知識と経験を有するほか、他の事業会社の社外役員も務めており、同氏の経験・知見を当社の経営に活かしていただくことを期待しております。同氏は、独立社外取締役として一般株主、各種ステークホルダーの利益保護の観点やグローバルビジネスを含めた法務・コンプライアンス等について社外の客観的見地から発言および質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行いました。また、就任後に開催された指名・報酬委員会において活発な審議に参加しました。 |
| 取締役 大久保 智 史 | 当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席いたしました。大久保智史氏は日本電気株式会社の経営企画本部長代理として企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しており、同氏の経験・知見を当社の経営に活かしていただくことを期待しております。同氏は、主に社外の客観的見地から発言するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行いました。 |
| 取締役 永 井 孝 典 | 当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席いたしました。永井孝典氏は日本電気株式会社の社会公共企画本部長として企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しており、同氏の経験・知見を当社の経営に活かしていただくことを期待しております。同氏は、主に社外の客観的見地から発言するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行いました。 |
| 監査役 音 田 亘 | 当事業年度に開催された14回の取締役会全て、監査役会9回全てに出席いたしました。音田亘氏は日本電気株式会社等において長年にわたり経理部門の業務に従事しており、財務・会計に関する専門的知識を有していることから、これらの専門的見地をもとに常勤監査役として重要会議への出席や重要書類の閲覧により当社取締役の業務執行状況を監督していただくことを期待しております。同氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、監査役会の監査並びに内部統制システムの構築のための活動を行いました。 |
| 監査役 二 瓶 俊 哉 | 当事業年度に開催された14回の取締役会全て、監査役会9回全てに出席いたしました。二瓶俊哉氏は日本電気株式会社において長年にわたり経理部門の業務に従事しており、財務・会計に関する専門的知識を有していることから、これらの専門的な見地からの監督を期待しております。同氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、監査役会の監査並びに内部統制システムの構築のための活動を行いました。 |
| 監査役 南 治 孝 司 | 当事業年度に開催された14回の取締役会全て、監査役会9回全てに出席いたしました。南治孝司氏は日本電気株式会社において長年にわたり経理・財務部門の業務に従事しており、財務・会計に関する専門的知識を有していることから、これらの専門的な見地からの監督を期待しております。同氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、監査役会の監査並びに内部統制システムの構築のための活動を行いました。 |

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|--------|
| ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 116百万円 |
| ・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 158百万円 |

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2.当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 報酬等について監査役会が会社法第399条第1項及び第2項の同意をした理由

監査役会は、会計監査人及び関係部署からの聴取及び資料収集を通じて、当事業年度における会計監査人の会計監査計画の適切性・妥当性、職務遂行状況及び前事業年度との差異並びに報酬等の前提となる見積り額の算出根拠・内容等を検証した結果、妥当であると考え、同意しております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に係るコンフォートレターの作成を委託し、対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関して株主総会に提出する議案の内容を決定することといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会の決議に基づき次のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。この基本方針に基づき、当社代表取締役社長の指導の下、当社取締役及び従業員が一丸となって実行し、かつ、不断の見直しによってその改善を図り、適法かつ効率的な企業体制を整備しております。

- イ. 当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 当社グループ（当社及び当社子会社を合わせたものをいいます。以下、同じ。）は、法令及び定款等社内規程の遵守の確保を目的としてNECキャピタルソリューショングループ行動規範を制定し、すべての当社取締役、従業員及び重要な子会社の取締役ならびに従業員は、日常の業務遂行においてNECキャピタルソリューショングループ行動規範に定めた事項を遵守します。
 - (b) 当社グループは、金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備するとともに、日常的にモニタリングを行い体制の維持・改善を図り、財務報告の信頼性の確保をはじめ、業務の有効性・効率性の確保、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全に努めます。
 - (c) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応します。
 - (d) コンプライアンスを企業風土として全社的かつ永続的に定着させるため、当社取締役は、自ら率先して不断の研鑽、垂範、指導を行います。
 - (e) 当社グループの取締役及び従業員に対して、NECキャピタルソリューショングループ行動規範の周知徹底のための教育研修活動を定期的に行います。
 - (f) 当社監査部は、当社グループにおける法令及び定款等社内規程の遵守状況に関する内部監査及び子会社監査を行い、監査結果を適宜、当社代表取締役社長及び当社監査役に報告します。
 - (g) 当社グループにおける法令及び定款等社内規程違反行為の未然防止の徹底を図るとともに、当該違反行為の早期発見に努め、また、当該違反行為を発見した場合の報告体制として、自浄作用の維持・強化を図るため、社外専門家を窓口とする内部通報制度を設け、報告者の匿名性保持、関係者以外への報告情報の不開示、報告に基づく調査・確認・措置、再発防止策の徹底、報告者への報復行為の禁止等の措置を講じます。また、当社グループにおける内部通報制度に基づく通報の状況は、適宜、当社代表取締役社長及び当社監査役ならびに取締役会に報告します。
 - (h) 当社監査役は、企業集団における業務の適正性の確保のため、子会社の監査役等と意見交換を行い、連携を図ります。
 - (i) 内部統制委員会を設置し、当社グループにおいて、会社法及び金融商品取引法で要求されている内部統制システムの構築、推進、維持、強化を行うとともに、コンプライアンス全般及びその他の内部統制に関する対策を協議します。
 - (j) 当社と当社の主要取引先であるNECグループに属する会社との取引が法令、会計規則、その他社会規範に照らし不適切なものとならないよう徹底します。

- ロ. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 情報セキュリティに関する規程を定め、情報セキュリティの責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に行います。
 - (b) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録等重要な会議に係る書類及び当社取締役の職務の執行に係る各種の文書、帳票類等については、法令及び社内規程に従い適切に作成、保存、管理、廃棄を行います。
 - (c) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である「ISO27001」の認証を取得し、当社における情報資産の機密性、完全性、可用性を確保・維持します。
- ハ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 当社は、当社グループの不測の事態発生時のリスクを回避、極小化するため、各種のリスクを想定、分類した形でリスク管理に関する規程を整備し、リスク発生時の迅速かつ適切な情報伝達と指揮命令系統の確立等、リスクマネジメントの徹底を行う危機管理体制を整備します。
 - (b) 当社の各部門は、担当業務及び主管する子会社に関するリスクの把握に努め、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
 - (c) 当社は、リスク管理の強化を多角的に図るため、リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性のある各種のリスクに関する対策を協議し、全社的なリスクマネジメントを実施します。
 - (d) 定期的に当社グループの与信及びリスクポートフォリオ並びに主要な取引先の状況を、リスクマネジメント委員会及び取締役会において報告します。
 - (e) 当社は、経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、取締役会において報告します。
- ニ. 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社は、執行役員制度を導入し、当社取締役としての監督機能と執行役員としての執行機能の明確化及び各々の意思決定の迅速化を図ります。
 - (b) 当社は、職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、執行役員・部門長等の指揮命令系統、職務権限・責任を明確に規定するとともに、取締役会、経営会議等の各会議の機能・位置付け、委員会の機能・位置付け等を明確に規定し、経営を適正かつ効率的に行うための体制を整備・強化します。
 - (c) 当社グループにおいて統一的な経営を図るため、当社グループの中期計画を策定し、子会社を主管する各部門が定期的に当社代表取締役との間で子会社の目標・計画の進捗等について協議します。
 - (d) 当社グループ間ファイナンスを活用し、子会社の資金調達の効率化を図ります。
- ホ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (a) グループ会社の管理に関する規程を定め、子会社を主管する各部門が子会社の事業運営に関する重要事項について、子会社の取締役及び従業員との間で緊密に連絡をとり協議します。また、重要な子会社については、定期的に当該子会社取締役により当該子会社の状況を当社代表取締役へ報告します。
 - (b) グループ会社の管理に関する規程において、災害の発生とその他経営上の重要事項については、当社に報告する体制を整備します。

- へ. 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- (a) 当社は、当社監査役の職務を補助する人員を設置します。
 - (b) 当社監査役を補助する人員、業務、体制等の具体的な内容については、当社監査役との適正な意思疎通に基づき検討します。
- ト. 当社監査役の職務を補助すべき従業員の当社取締役からの独立性に関する事項
- (a) 当社監査役の職務を補助すべき従業員の人事（異動・評価・懲戒等）については、監査役の事前の同意を必要とします。
 - (b) 当社監査役より監査業務に必要な指示・命令を受けた従業員は、当該指示・命令に関して当社代表取締役社長等の指揮命令を受けません。
- チ. 当社監査役を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 上記へ、トに加え、当社監査役の職務を補助する人員は専任とし、当社監査役の指示が迅速かつ適切に実行されるよう体制を整えます。
- リ. 当社監査役に報告をするための体制
- (a) 当社取締役及び従業員が当社監査役に報告をするための体制
 - ・当社取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて速やかに必要な報告を文書または口頭をもって行います。
 - ・当社監査役としての職務を適切に遂行するため、取締役会、経営会議、内部統制委員会、リスクマネジメント委員会を含む会社のあらゆる会議への出席を可能とします。
 - ・当社監査部が、内部通報制度の運用状況について、適宜、当社監査役に報告します。
 - (b) 子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
 - ・当社監査部が、子会社の法令及び定款等社内規程の遵守状況を適宜、当社監査役に報告します。
 - ・当社監査部が、当社グループに適用される内部通報制度の運用状況について、適宜、当社監査役に報告します。
- ヌ. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループに適用される内部通報制度において、内部通報者及び監査役へ報告を行った者に対する不利な取扱いを禁止します。

ル. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設け、社内規程により費用等の処理について定めます。

ヲ. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 当社監査役は、監査役としての職務を適切に遂行するため、当社代表取締役社長との間で定期的な意見交換を行います。

(b) 当社監査役は、会計監査人及び監査部との間で定期的な意見交換を行います。

② 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

イ. コンプライアンス体制及び業務品質向上の取り組みについて

当社は、代表取締役社長、監査役、執行役員及び関係部門長が出席する内部統制委員会を、四半期に1回開催し、当社グループの内部統制及びコンプライアンス体制全般について協議、報告を行い、それらについて日々向上を図っております。また、当社グループの全役員及び従業員を対象としたコンプライアンス教育のほか、情報セキュリティに関する教育を実施しております。

内部通報制度は、社内規程に基づく運用がなされ、その状況は取締役会に報告しております。

当社は、貸金業法、金融商品取引法その他の各種法令を遵守した業務運営について会議体を通じて関係部門が連携し、管理レベルの向上に努めるとともに実際に発生した業務上の課題や問題について、改善活動、恒久対応や事例公開を行い、会社全体の業務品質向上を図っております。

当社は、これらの取組みの総括として、内部統制システムの整備・運用状況について取締役会に報告し、その合理性や十分性について議論しております。

ロ. リスク管理体制について

当社は、代表取締役社長、監査役、関係執行役員及び関係部門長が出席するリスクマネジメント委員会を、四半期に1回開催し、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性のある各種のリスクに関する対策を協議しております。また、定期的に、当社グループ全体の与信及びリスクポートフォリオの状況をリスクマネジメント委員会及び取締役会において報告する等、リスク全般について日々モニタリングを行っております。

当社は、新型コロナウイルス感染拡大への対応として、お客様と従業員の安全対策を最優先に、日本国政府方針、各国政府方針及び自治体方針等に準拠し、従業員の出勤率の抑制などの各種対応を行っております。また、新型コロナウイルス感染拡大への対応下においても当社グループの事業活動を維持・継続させるために必要なICTインフラを整備し、テレワークとオフィスワークを併用しながら新型コロナウイルス感染拡大に伴う各種リスクの抑制に努めております。

ハ. 取締役の職務の執行について

当社取締役は、毎月開催される定時取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会に出席し、取締役会において、法令・定款等で定められた事項、中長期的な経営方針、重要な営業案件及び子会社に関する重要事項等について審議・決議し、その他重要事項の報告を受け、取締役の職務の執行を監督しております。

ニ. 内部監査の実施について

当社は、年度毎の内部監査計画に基づき、当該年度の重点項目及びその他全般の項目について、当社監査部による当社グループの内部監査を実施し、その結果及び改善状況を当社代表取締役及び取締役会に報告するとともに、都度及び四半期毎の三様監査で、監査役に対して内部監査結果を報告し、意見交換を行うほか、毎月、内部通報制度の運用状況を報告する等、監査役との相互連携を図っております。

ホ. グループ管理体制について

当社は、重要な子会社との間で、四半期に1回、当該子会社の代表取締役より当該子会社の状況を当社代表取締役へ報告し、当該子会社の重要事項について協議しております。さらに、グループ会社の管理に関する規程に基づき、定期的に、子会社を主管する各部門が子会社の事業運営に関する重要事項について、子会社の取締役及び従業員との間で緊密に連絡をとり協議しております。

ヘ. 監査役の職務の執行について

当社監査役は、年度毎の監査計画に基づき監査役会に出席し、監査役間の当社に関する情報共有及び議論を行っております。また、取締役会、経営会議、内部統制委員会及びリスクマネジメント委員会等の重要会議への出席、各部門・営業拠点への往査、当社代表取締役社長との定期的な意見交換、社外取締役との情報連絡会の開催等を行い、これらについて、取締役会において適宜報告及び当社への必要な提言を行っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当は、安定配当の維持を基本方針とし、事業の見通し、配当性向などを勘案して決定いたしております。また、内部留保いたしました剰余金につきましては、今後の当社成長戦略に資することで企業価値向上を第一の目的として有効に活用してまいります。

なお、当社は、取締役会の決議により剰余金の配当を決定できる旨を定款に定めています。

当事業年度につきましては、安定配当の維持を基本方針とする当社の配当政策に基づき、1株あたり年間74円（中間配当32円、期末配当42円）の配当を実施いたします。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定められておりません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 | |
|------------------------|------------------|------------------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 898,983 | 流 動 負 債 の 部 | 497,925 |
| 現 金 及 び 預 金 | 37,711 | 支 払 手 形 | 855 |
| 割 賦 債 権 | 35,341 | 買 掛 金 | 12,121 |
| リース債権及びリース投資資産 | 529,610 | 短 期 借 入 金 | 24,581 |
| 貸 貸 料 等 未 収 入 金 | 20,680 | 1年内返済予定の長期借入金 | 171,662 |
| 営 業 貸 付 金 | 217,254 | 1年内償還予定の社債 | 30,000 |
| 買 取 債 権 | 8,010 | コマーシャル・ペーパー | 216,000 |
| 営 業 投 資 有 価 証 券 | 21,183 | 債権流動化に伴う支払債務 | 2,384 |
| 販 売 用 不 動 産 | 25,222 | 未 払 金 | 1,238 |
| 前 払 費 用 | 2,576 | 未 払 法 人 税 等 | 5,834 |
| 未 収 還 付 法 人 税 等 | 370 | 未 払 法 人 税 等 | 267 |
| そ の 他 | 11,181 | 賃 貸 料 等 前 受 金 | 26,310 |
| 貸 倒 引 当 金 | △10,159 | 預 り 金 | 2,203 |
| 固 定 資 産 | 131,633 | 前 受 収 益 | 203 |
| 有 形 固 定 資 産 | 61,216 | 賞 与 引 当 金 | 948 |
| 賃 貸 資 産 | 55,253 | そ の 他 | 3,315 |
| そ の 他 の 営 業 資 産 | 5,502 | 固 定 負 債 | 410,951 |
| 建 物 | 240 | 社 債 債 | 80,150 |
| 器 具 備 品 | 148 | 長 期 借 入 金 | 313,665 |
| 建 設 仮 勘 定 | 2 | 債権流動化に伴う長期支払債務 | 3,985 |
| そ の 他 | 70 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 2,076 |
| 無 形 固 定 資 産 | 5,868 | そ の 他 | 11,073 |
| 賃 貸 資 産 | 1,302 | 負 債 合 計 | 908,876 |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 4,565 | 純 資 産 の 部 | |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 1,397 | 株 主 資 本 | 100,827 |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 | 1,158 | 資 本 本 金 | 3,776 |
| の れ | 1,625 | 資 本 剰 余 金 | 4,645 |
| そ の 他 | 384 | 利 益 剰 余 金 | 92,414 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 64,549 | 自 己 株 式 | △9 |
| 投 資 有 価 証 券 | 48,921 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 2,386 |
| 破 産 更 生 債 権 等 | 1,856 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,383 |
| 長 期 前 払 費 用 | 1,663 | 繰 延 ハ ッ ジ 損 益 | 101 |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 365 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 915 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 11,480 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △13 |
| そ の 他 | 2,071 | 非 支 配 株 主 持 分 | 18,526 |
| 貸 倒 引 当 金 | △1,809 | 純 資 産 合 計 | 121,740 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 1,030,617 |
| 資 産 合 計 | 1,030,617 | | |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------|
| 売上高 | 249,907 |
| 売上原価 | 218,206 |
| 売上総利益 | 31,701 |
| 販売費及び一般管理費 | 21,254 |
| 営業利益 | 10,447 |
| 営業外収益 | 1,065 |
| 受取利息 | 42 |
| 受取配当金 | 63 |
| 投資事業組合等投資利益 | 524 |
| 為替差益 | 269 |
| 受取損害賠償金 | 103 |
| その他 | 62 |
| 営業外費用 | 90 |
| 支払利息 | 22 |
| 持分法による投資損失 | 8 |
| 投資事業組合等投資損失 | 28 |
| 投資有価証券評価損 | 12 |
| その他 | 18 |
| 経常利益 | 11,422 |
| 税金等調整前当期純利益 | 11,422 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,988 |
| 法人税等調整額 | △1,679 |
| 当期純利益 | 9,114 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 2,174 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 6,939 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------|---------|-------|--------|---------|---------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 3,776 | 4,645 | 86,811 | △0 | 95,232 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △1,335 | | △1,335 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 6,939 | | 6,939 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △59 | △59 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | 0 | | 41 | 42 |
| 譲渡制限付株式報酬 | | △2 | | 9 | 7 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | 1 | △1 | | － |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | － | － | 5,602 | △8 | 5,594 |
| 当 期 末 残 高 | 3,776 | 4,645 | 92,414 | △9 | 100,827 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|---------|----------|------------------|-------------------|---------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 517 | △263 | △51 | 133 | 337 | 18,315 | 113,885 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | △1,335 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 6,939 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | △59 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | | | 42 |
| 譲渡制限付株式報酬 | | | | | | | 7 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | | | | | － |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 865 | 364 | 966 | △147 | 2,049 | 211 | 2,260 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 865 | 364 | 966 | △147 | 2,049 | 211 | 7,855 |
| 当 期 末 残 高 | 1,383 | 101 | 915 | △13 | 2,386 | 18,526 | 121,740 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 844,890 | 負債の部 | 487,669 |
| 現金及び預金 | 25,609 | 流動負債 | |
| 割賦債権 | 33,884 | 支払手形 | 855 |
| リース債権 | 78,438 | 買掛金 | 11,870 |
| リース投資資産 | 435,249 | 短期借入金 | 17,159 |
| 賃貸料等未収入金 | 20,408 | 1年内返済予定の長期借入金 | 171,180 |
| 営業貸付金 | 193,829 | 1年内償還予定の社債 | 30,000 |
| 販売用不動産 | 11,065 | コマーシャル・ペーパー | 216,000 |
| 前渡金 | 844 | 債権流動化に伴う支払債務 | 2,384 |
| 前払費用 | 2,431 | 未払金 | 817 |
| 関係会社短期貸付金 | 41,353 | 未払費用 | 5,709 |
| その他 | 8,318 | 未払法人税等 | 189 |
| 貸倒引当金 | △6,543 | 賃貸料等前受金 | 26,227 |
| 固定資産 | 138,437 | 預り金 | 1,332 |
| 有形固定資産 | 54,232 | 前受取益 | 94 |
| 賃貸資産 | 53,745 | 賞与引当金 | 940 |
| その他の営業資産 | 192 | 債務保証損失引当金 | 142 |
| 建物 | 201 | その他 | 2,767 |
| 器具備品 | 93 | 固定負債 | 400,019 |
| 無形固定資産 | 3,836 | 社債 | 80,000 |
| 賃貸資産 | 1,302 | 長期借入金 | 303,769 |
| その他の無形固定資産 | 2,534 | 債権流動化に伴う長期支払債務 | 3,985 |
| ソフトウェア | 1,364 | 退職給付引当金 | 2,046 |
| ソフトウェア仮勘定 | 1,149 | 資産除去債務 | 1,183 |
| その他 | 20 | その他 | 9,034 |
| 投資その他の資産 | 80,368 | 負債合計 | 887,689 |
| 投資有価証券 | 21,728 | 純資産の部 | |
| 関係会社株式 | 25,229 | 株主資本 | 94,853 |
| 関係会社社債 | 272 | 資本金 | 3,776 |
| 関係会社出資金 | 7,825 | 資本剰余金 | 4,648 |
| 関係会社長期貸付金 | 11,716 | 資本準備金 | 4,648 |
| 破産更生債権等 | 1,904 | 利益剰余金 | 86,429 |
| 長期前払費用 | 1,632 | 利益準備金 | 71 |
| 前払年金費用 | 355 | その他利益剰余金 | 86,358 |
| 繰延税金資産 | 9,727 | 別途積立金 | 79,590 |
| その他 | 1,814 | 繰越利益剰余金 | 6,768 |
| 貸倒引当金 | △1,838 | 自己株式 | △1 |
| | | 評価・換算差額等 | 785 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 655 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 130 |
| 資産合計 | 983,328 | 純資産合計 | 95,639 |
| | | 負債及び純資産合計 | 983,328 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|---------|
| 売上高 | 230,196 |
| 売上原価 | 210,053 |
| 売上総利益 | 20,142 |
| 販売費及び一般管理費 | 15,047 |
| 営業利益 | 5,094 |
| 営業外収益 | 4,215 |
| 受取利息 | 416 |
| 受取配当金 | 2,129 |
| 投資事業組合等投資利益 | 801 |
| 為替差益 | 734 |
| 受取損害賠償金 | 103 |
| その他 | 29 |
| 営業外費用 | 448 |
| 支払利息 | 415 |
| 投資事業組合等投資損失 | 6 |
| その他 | 26 |
| 経常利益 | 8,861 |
| 特別損失 | 1,261 |
| 関係会社株式評価損 | 1,114 |
| 債務保証損失引当金繰入額 | 142 |
| 関係会社貸倒引当金繰入額 | 4 |
| 税引前当期純利益 | 7,600 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,665 |
| 法人税等調整額 | △1,957 |
| 当期純利益 | 5,892 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|--------------|-----------|-------------------|-------------|--------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合 計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 3,776 | 4,648 | - | 4,648 | 71 | 77,690 | 4,112 | 81,874 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 別 途 積 立 金 の 積 立 | | | | | | 1,900 | △1,900 | - |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | △1,335 | △1,335 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | 5,892 | 5,892 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | | |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | 0 | 0 | | | | |
| 譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 | | | △2 | △2 | | | | |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | 1 | 1 | | | △1 | △1 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | - | - | - | 1,900 | 2,655 | 4,555 |
| 当 期 末 残 高 | 3,776 | 4,648 | - | 4,648 | 71 | 79,590 | 6,768 | 86,429 |

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------|----------------|------------------|---------|------------------------|-----------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | △0 | 90,298 | 498 | △222 | 275 | 90,573 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 別 途 積 立 金 の 積 立 | | - | | | | - |
| 剰 余 金 の 配 当 | | △1,335 | | | | △1,335 |
| 当 期 純 利 益 | | 5,892 | | | | 5,892 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | △59 | △59 | | | | △59 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | 49 | 50 | | | | 50 |
| 譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 | 9 | 7 | | | | 7 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | - | | | | - |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | 156 | 352 | 509 | 509 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △0 | 4,555 | 156 | 352 | 509 | 5,065 |
| 当 期 末 残 高 | △1 | 94,853 | 655 | 130 | 785 | 95,639 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

NECキャピタルソリューション株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貞 廣 篤 典指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 善 盛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NECキャピタルソリューション株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NECキャピタルソリューション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

NECキャピタルソリューション株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 貞 廣 篤 典
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 善 盛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NECキャピタルソリューション株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、取締役及び執行役員その他の使用人並びに内部監査部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要会議に出席し適宜意見を述べ、取締役及び執行役員その他の使用人からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社並びに拠点における業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 内部統制システムに関する取締役会決議の内容並びにその構築及び運用の状況について、取締役及び執行役員その他使用人から報告を受け、必要に応じて説明を求め、適宜意見を述べました。なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役及び執行役員その他の使用人並びに有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び 検証するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、その職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を適切に整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

NECキャピタルソリューション株式会社監査役会

常勤社外監査役 音 田 亘 ㊟

常勤監査役 村 井 克 行 ㊟

社外監査役 二 瓶 俊 哉 ㊟

社外監査役 南 治 孝 司 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

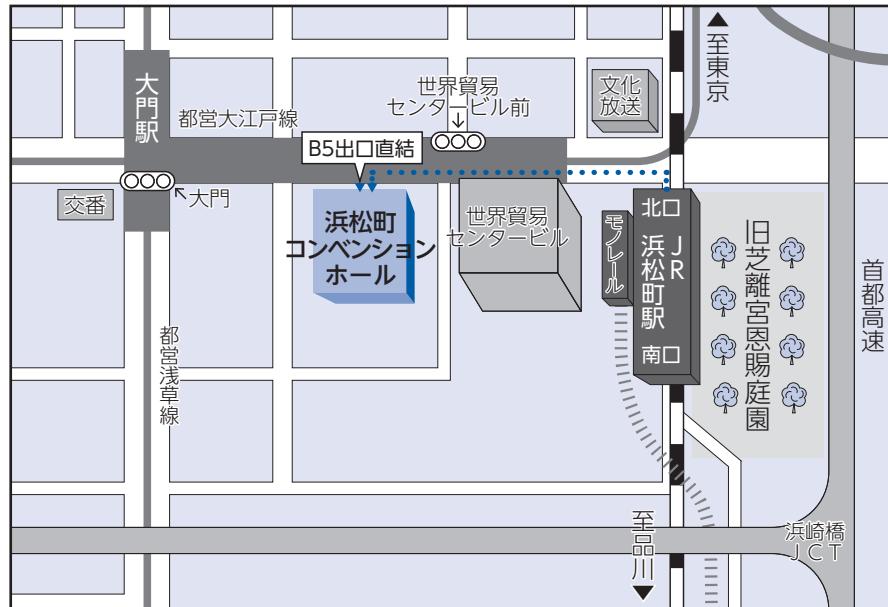
東京都港区浜松町二丁目3番1号

浜松町コンベンションホール 大ホールB（日本生命浜松町クレアタワー 5階）

☎ 03-6432-4075

- 会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。
- ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。



会場まで

都営地下鉄大江戸線・浅草線
「大門」駅 B5出口直結

JR山手線・京浜東北線、東京モノレール
「浜松町」駅 北口 徒歩2分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

